

2019年11月20日

成年後見制度利用促進専門家会議（第3回中間検証WG）において申し述べる意見

山野目 章夫

①の論点は、身上保護の観点から、当面、身近な親族を選任することが、おおいにありうるとする観点にも留意し、柔軟に成年後見人等の交代を考えるという発想が重視されるべきである。より本質的には、もっぱら“交代”を考えざるをえないというところに支障があるものではないか。「一度、この後見人を付けると、その方が亡くなるまで、すべての判断が、後見人に委ねられることに、なるんですね」（NHK マイあさラジオ「社会の見方・私の視点」、迫田朋子「成年後見制度で認知症の人の権利を守れるか」2018年11月12日）という疑問の声に耳を傾けてゆくべきであろう。「死ぬまで一貫して本人の自由意思も行為能力も無視された扱いを受けることに事実上なってしまう」（新堂幸司「利用者からみた後見制度の工夫を」民事法務389号（2019年）1頁、最後の9字の部分は原執筆者が下線）と述べられることも、同様の観点である。

②の論点が問う成年後見人等に与えられる報酬は、その額の標準的な在り方を見定めるための論議を深めていくことが望まれる。安易に画一的な基準を考えることは、相当でない。裁判所が報酬付与の審判をするにあたっては、報酬について標準的であるとみられる水準を斟酌しつつ、かつ、事案における成年後見人等の職務の実態や本人の資産の状況を勘案した増減額をしたうえで報酬の額を定めることにより、利用者が制度の恩恵を実感することができる運用にしなければならない。

将来においては、このような手順を法令上読み取ることができるよう法制を整備することも考えられてよい。その際、的確に増減額の原因を調査する仕組みを伴わせるべきである。なお、成年後見人等の選改任に関する①の運用が報酬の在り方に及ぼす影響にも、留意する。

当面の報酬の扱いに関しては、報酬の額を見定める職責を司法裁判所に賦与している仕組みの魅力が活かされるような制度運用が望まれる。裁判所は、財産管理事務のみならず身上監護事務をも適切に評価して報酬を算定すべきであり、また、本人が知的障害者である事案にあつては、知的障害者の資産形成が難しく、それにもかかわらず成年後見制度の利用が長期にわたる事例が少なくないという事案の特性が十分に配慮されなければならない。総じて、個別事案において報酬を増減額すべき事情の有無・内容が十分に斟酌されるべきである。気づかれな

ければならないこととして、こうした事情の総合的勘案は、その職責を裁判所に託するからこそ、柔軟にされることの期待が得られる。おおざっぱな裁量がされ同じ事務をしても事案ごとに報酬額が異なるといった事態が生ずるならば、人々が不公平感を抱くことであろう。そうはならないようにしなければならないと共に、翻って、これを行政機関に委ねるなどの仕組みにする際は、それこそ柔軟な報酬の増減額のようなことは、必ずしも期待ができないものとなる。

ひとつのエピソードを紹介しよう。

フランスは、離婚に伴い非監護親が子のために給付の義務を負う扶養債務（いわゆる養育費）を公的な性格をもつ機関が立て替え、また、検察官の指揮により当該養育費に係る強制執行を遂行することができるとする制度をもつ。

これらの制度環境を前提として、フランス政府は、2018年4月20日、立替えの事務を実施する機関において、いったんは裁判所が定めた養育費の額を変更することができるとする規律を含む法律案を閣議決定し、上院に提出した。国会は、最終的に下院が2019年1月23日、そして上院が翌2月18日、これを可決するに至る。

しかし、フランスの憲法院は、2019年3月21日の判決において、これに待ったをかけ、この規律は、人権宣言このかたの三権分立を侵すとして違憲とした。フランスでは、法律の発効前の事前審査がされる。

もちろん、養育費は成年後見人等の報酬とは別な題材であるけれども、市民にとって重要な生活事象に関わる権利義務関係の確定は裁判所に委ねるべきである、という要請が働くことは異ならない。そこにこそ、司法の本質が見出される。

裁判所もまた、このような背景をもつ国民の負託を踏まえ、今般提出の資料に見られるような営みを重ねつつ、関係者の意見や要望に十分に耳を傾け、制度の適切な運用に努めていただきたいと望む。

成年後見制度利用支援事業に関する③の論点は、その実施を促進するため、それをめぐる取組状況を市町村ごとに明らかにし、その結果として明らかになる動向を踏まえ、国や都道府県から必要な促しを市町村に向けてすることが望まれる。

本人に対する権利制限に係る④の論点は、法律が定める権利制限の多くが撤廃を達した後であって、個別実質の職業適性審査が適切にされるよう期すると共に、政省令や通達などによる行政運用、さらに地方公共団体の条例などに残る不適切な制限の撤廃が進むよう、ひきつづき政府として配意することが望まれる。また、なお法律上の制限が残っていることが課題であることも、忘れられてはならない。会社、一般社団法人および一般財団法人の役員になる可能性の問題

は、早期に法制上の措置が講じられるよう、注視していくべきである（2019年10月18日に内閣が衆議院に提出した会社法の一部を改正する法律案における会社法331条・335条の改正および同法331条の2の追加の提案ならびにこれらに伴う関係法律の整備の提案）。

なお、本人に対する権利制限の撤廃という論点の呼び方は、やや無機質でわかりにくい。ひらたく述べれば、本人が職業に就く可能性をどのように考えるか、ということにほかならない。今般、古物営業法や質屋営業法の改正として示された方向は、一つのヒントである共に、それら自体は局所的な対応にとどまる。より普遍的で標準的な規律を民事基本法制において整備するにあたっての課題を整理していくことも望まれる。

追って、身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの運用における課題を整理することも、重要である。ややもすれば身元保証人や身元引受人といった意義のはっきりしない役割の者を求めようとする傾向がみられる医療・介護の実態をひきつづき注視していく必要がある。